

あるエチオピア難民夫妻の苦闘

宮脇幸生

1. ふしぎな難民

「茨木市の入管に2年も閉じ込められているエチオピア人の夫婦がいますよ、支援に加わりませんか。」こう話しかけられたのは、あるパーティの席上であった。これが以下に紹介する、エチオピア難民夫妻と知り合うきっかけだった。

北大阪に住んでいる人間でも、茨木市に「入管」、すなわち「西日本入国管理センター」があることを知っている人は少ない。「入国管理センター」とは、法務省管轄の外国人の収容・送還施設である。日本には、茨木市のほかに、茨城県牛久市（東日本入国管理センター）、長崎県大村市（大村入国管理センター）に設置されている。

そのパーティじたいも、入管に2年も収容された経験のある、あるエチオピア人の青年の、お別れパーティだった。彼は3年以上にもわたる裁判闘争の後、ついに日本を出国する決心をし、オーストラリアに向かうところだった。

入管の生活の厳しさは、彼から何度か聞いていた。狭い部屋に何人も閉じ込められる。運動の時間はわずかしかと与えられず、シャワーの時間も制限されている。係官は話を聞いてくれないし、そもそもコミュニケーションさえ満足にとれない。何よりも、難民として来日したのに、犯罪者なみにあつかわれるという屈辱感。

それにしても、彼のほかに、この大阪に、2年以上収容されているエチオピア人がいるとは…。エチオピアは、日本ではその名前こそよく知られているが、いったいどのような国なのか、正確な知識を持っている人はあまりいない。年配の人の中には、ハイレセラシエという皇帝がいることを覚えていて、エチオピアは帝政だと思っている人もいる。私のような中年世代は、アベベ・ピキラというマラソ

ンランナーの名を覚えている。もう少し若い人たちは、80年代半ばの大飢饉だろうか。イメージはばらばらで、はるかに遠い国、という思いがふくらむばかりだ。

そんな遠い国から、日本に難民として来るなんて…。

日本は「難民鎖国」として悪名高い。世界でも類を見ない「60日ルール」という規則があり、来日して60日以内に難民申請をしないと、問答無用で拘束され、強制送還の対象となるのだ。次の数字が、日本の難民政策の立ち遅れを、雄弁に語っている。2001年は7月までで、日本に難民申請した外国人の数はわずか353人、そのうち難民と認定された人の数は、たった24人¹。アメリカは毎年数万人、西ヨーロッパの小国でも、人道上の保護も含めていずれも毎年1000人以上の難民を保護しているのに比べると、あまりにも大きな違いである。

それにしても、なぜそのエチオピア人夫婦は、日本に来たのか。そしてなぜ2年も拘束されることになったのか。私は彼らに会うために、茨木の入管に向かった。

茨木の入管は、茨木市の郡山1-11-1というところにある。私は用心深く、事前に地図で所在地を確認し、車に乗って出かけた。片側3車線の巨大な産業道路を走り、途中で横に曲がって住宅街に入る。迷路のような曲がりくねった狭い道だ。幼稚園の前を通り、畑の横をぬけ、とうとう団地の敷地に入ってしまった。道がわからないのである。30分以上も迷い、ようやくそれらしい建物を見つけると、門には「浪速少年院」と書いてあった。入管は、そのとなりであった。

入管の中は、がらんとしていた。2階に上がり、窓口で身分証明書を見せて、面会の申請用紙を提出す

る。そこで私は、夫妻の支援グループの人たちと初めてお会いした。さっそく私はたずねた。

「なぜAさん夫妻は、日本にきたのですか。なぜ入管に収容されたのですか。」

「Aさんが日本にきたのは、彼がJICA（国際協力事業団）の研修生だったからなんですよ。」

私は耳を疑った。

私はじつは、1993年に1年間、JICAの専門家としてエチオピアに滞在した。だからJICAの仕組みは、いくぶんかは知っている。JICAというまでもなく、日本政府の国際援助機関である。援助はすべて、相手国政府の公的機関を通して行なわれる。日本に研修生を呼ぶ場合も同様だ。当然派遣は、相手国政府との合意の上で行なわれる。

エチオピア人にとって、先進国に行くことは、経済的にも、キャリアアップのためにも、大きなチャンスとなる。だから先進国派遣の希望者は多く、とうぜんそれにかなう人は、公的機関の中でも地位のある人とか、コネのある人、そうでなければ先進国側のカウンターパートに強力に推薦された人である。そのような人が、どうして難民となるのだろうか。

難民とは、暴力の荒れ狂う戦場から、着の身着のまま逃れてきた人たちではないのか。少なくともそのようなイメージが、私にはあった。湾岸戦争のとき難民キャンプにベンツで乗りつけたクウェート人ではないが、裕福な難民とか、現政権内で地位のある難民というのは、どうしてもまともに想像できなかったのだ。

2. アベベさん

彼の名前を、アベベさんと呼ぶことにしよう。

アベベさんは、エチオピア南部のゲデオというところで生まれ育った。といっても、彼は南部人ではない。エチオピア帝国が周辺民族を征服した19世紀の末に、彼のおじいさんが北部のゴンダールから教会の司祭として移住してきたのだ。彼はネフテニヤと呼ばれる、帝国の植民者の子孫だった。

家が比較的裕福だったアベベさんは、高等教育を受けることができた。ソ連に留学し、農業経済の教育を受けたアベベさんは、まずエチオピア西部のイルバポールで農務省に、次いで東南部のチェルチェルで地方行政官として勤務した。

1991年に、大きな変化が訪れる。共産主義政権が倒れたのである。彼はそのとき、エチオピア西部のガンベラに転勤していた。しかし新政権から、チェ

ルチェルの行政官となるように求められる。アベベさんは気が進まなかった。なぜなら政権の中枢にあったティグレ人のティグレ人民解放戦線と、そこから離脱したオロモ解放戦線が、その地域ではことさら激しく対立していたからである。その上彼は、新政権から、共産主義政権時代に地域で積み立てられた莫大な公的な資金を、銀行から引き出すようにと命ぜられた。この資金は、前政権時代も官僚の私腹を肥やすのに用いられるなど、問題含みのものだった。新政権の要請も、不当なものに思えた。そこで彼はこの命令を拒否した。これでアベベさんは、新政権に目をつけられてしまった。

当時エチオピアでは共産主義政権が崩壊し、ティグレ人中心の政権が成立したことで、アムハラ人支配からの離脱を目指す民族主義的な動きが活発化していた。新政権は、こうした民族主義的な動きを利用しつつ、背後で政権に従順な傀儡的民族政党をあちこちにこしらえ、それをコントロールするという二面的な政策を行なった。こうした複雑で葛藤の生じやすい政治情勢の中で、もっとも都合の良いスケープゴートは、アムハラ人だった。帝政時代から共産主義政権時代にかけて、アムハラ人はエチオピアの支配民族だったからだ。その政権が倒れたときこそ、他民族の憎悪を一身に集めるわら人形として、格好の標的となったのである。

アベベさんが、南部に移住したアムハラ人の子孫であることも、事態を複雑にした。新政権は民族自治の原則に従って、地域の公職はすべて、その土地の在来民族が占めるようにした。アベベさんの故郷のゲデオでは、アムハラ人はもはや旧体制の支配者に過ぎなかった。それならば北部の祖父の出身地はどうかといえば、すでに1世紀前に去った者の子孫に、入り込む余地はなかった。

さいわいアベベさんは、現地のアニューワ人の有力者に友人がいた。また彼の専門について彼に代わりうる人材がその地方にいなかったこともあり、何とかガンベラの農務省で働きつづけることができたのである。

アベベさんが現政権から迫害を受けることになったのは、単に彼がアムハラ人であったからというだけではない。おそらくは彼の、曲がったことには一言言わずにはおられない性格も、たぶんに関与しているだろう。実際その頃のガンベラでは、まったくもってばかげたことが、次々に起こっていたのである。

3. 政権転換期の混乱

たとえば、こんなことがあった、とアベベさんは語る。

ガンベラには、帝政時代に海外からの援助で作られた立派な農業研究所があった。しかし新政権が政権を奪取したときに、この研究所は、彼らの手によって破壊され、略奪された。新政権は地方分権の名のもとに、この荒廃しきった研究所の責任を、ガンベラの農務省に押し付けてきた。アベベさんは会議でそれに反対したのだけれど、政権側の出席者に罵倒され、結局研究所の再建に取り組むことになった。ところが計画半ばでこの研究所は政府の方針転換によって独立機関とされ、農務省の管轄を外された。そしてそこへ新たに赴任した管理者たちは、政府の補助金や海外からの援助資金を着服したのである。そのうえ彼らは農業の専門家ではなかった。以前から保管してあった種子を、改良品種の種子と偽って農家に分配するありさまだった。

救援復興プログラムの事務所も、同じように現政権の軍によって略奪されていた。アベベさんは農務省の責任者の一人として、この部局にもかかわっており、略奪された備品の一覧を政府に提示したが、返還されることはなかった。そこで農務省はしかたなく、自分の予算で、ブローカーを通じて略奪された備品を買い戻すことになった。盗人から盗品を、公的資金で買い戻したのである。

農務省が10台のピックアップキャビンを政府に要求したとき、政府はそれを海外からの資金援助で購入することを決定した。しかし実際はそのうち6台がガンベラの州政府によって没収された。そして海外の援助団体から評価機関が派遣されるというときに、10台すべてについて、適正に使用されているというレポートを書けと強いられた。そうでなければ、この実態を、中央の農務省には報告するなと脅されたのである。

また、こういうこともあった。現地アニューワ人の政治家が、入植計画を、ふたたびガンベラで行うべきであるという発言を行なった。前政権時代の大飢饉のときに、北部人を西南部に移住させた計画の一環に、このガンベラも入っており、多数の入植者がいた。しかしこの入植地は、政権転換のどさくさで、襲撃され、略奪されていた。じつは、この政治家自身が、政権の転換時に、農民入植地を襲撃した一味だったのである。彼は入植計画に、崇高な目的を見ているのではない。そのもくろみは、入植計画を再

導入することで、中央政府から莫大な資金を引き出そうとするものだったのだ。

政府の要人による利益誘導や汚職は、エチオピア以外でも決して珍しいものではないだろう。しかしこうした混乱の背後には、エチオピア独特の複雑な民族対立がある。

すでに述べたように、共産主義政権を倒して樹立された新政権は、民族の独立と自治を旗印としていた。その主力となったのは、エリトリア人主体のエリトリア人民解放戦線（EPLF）と、ティグレ人主体のティグレ人民解放戦線（TPLF）である。どちらも北部の民族であり、文化的にも近い。言語もほとんど同じである。彼らはエチオピア帝国が近代国家として形成されて以来、アムハラ人に支配されてきたことに、大きな不満を抱いていた。1950年代からすでに、エリトリアでは反政府運動が開始されている。それが、30年以上にも及ぶ、ゲリラ戦になっていった。新政権樹立のわずか2年後に、エリトリアは住民投票を行い、圧倒的な多数の支持を得て、エチオピアから独立した。エチオピアの政権の中心となったティグレ人も、事の成り行きから民族自治をその綱領にあげていた。しかし、完全な民族分離を容認すると、エチオピアという国家は崩壊し、政権の果実を享受することはできない。そこで彼らが行なったのは、親政権的な民族政党による民族自治を承認する一方で、反政府的な政治勢力を追放することだった。たとえば分離独立的なオロモ解放戦線（OLF）は、新政権成立後に、いち早くその枠組みから離脱している。

こうした中央での民族間の抗争は、いやおうなく地方の政治にも影響をおよぼす。アベベさんが働いていたガンベラでは、アニューワ人とヌエル人という二つのナイル系の民族が、政治の中心を占めていた。共産主義政権時代は、エチオピアはスーダンの政権と対立しており、スーダン南部の反政府勢力スーダン人民解放軍（SPLA）を公然と支援していた。その主力をなすヌエル人は、ガンベラでも主要な政治ポストを占めていた。ヌエル人の支配に不満を抱くアニューワ人は、ガンベラ人民解放運動（GPLM）という反政府組織をつくり、SPLAと対立していた。

政権がかわり、民族の勢力図はすっかり塗り替えられた。新政権下では、アニューワ人が圧倒的な力を得ることになったのである。地方の政治は、中央から派遣されるティグレ人と、そのもとで「民族自治」にもとづく政策を行なうアニューワ人の利権獲得の場

となった。政府の要職は、アニューワ人に独占された。彼らは中央とつながりのある一部のティグレ人と結託して、私腹を肥やそうとしたのである。

民族ごとに区分されたあらたな自治区では、その地方の民族に属していないものは、公的な職につくことはできなかった。そして教育のある者がつくことのできる職といえは、ほとんどが公的な職に限られるエチオピアのような国では、自分の民族の自治区域以外のところで働いていた高学歴の者こそ、窮地に追い込まれたのである。これがアベベさんの窮状だった。しかしガンベラでは、あまりに高学歴者が少なかった。だから彼も、農務省の仕事にとどまることができたのだ。しかし、特定の民族的党派が利権を独占しようとする中で、彼の立場はどんどんと悪化していった。

4. 地方政府の迫害と JICA への申請

1996年にアディスアベバで行なわれた食料の自給に関する全国的な会議で、アベベさんはガンベラの現状の報告を求められた。そこで彼は、農業の知識もない人々を、単に特定の民族に属しているという理由で重要な地位につけたことが、ガンベラの食糧自給を危機的な状況にしている、と述べた。もちろんこれは、政府の民族政策を批判することになるので、会議では激しい非難を浴びた。そのうえ会議が終わった後には、外で何人かの男たちに囲まれ、暴行を受けた。それと同時にガンベラの自宅には、公安の捜査が入った。

アベベさんは、農務省に勤務していたので、そこへ派遣される青年海外協力隊の隊員とも知りあいだった。Tさんという青年は、不案内なガンベラで、住居さがしから、アディスアベバのJICA本部と連絡をとるための無線機の設置まで、アベベさんに手伝ってもらっていた。しかし公安は、このTさんの無線装置を、アベベさんが何かのスパイ行為のために用いているのではないかという疑いまでかけたのである。

アベベさんがJICAの研修生の応募を知ったのは、偶然だった。奥さんが、たまたま病院に行った帰りに、役場に応募の掲示が出ているのを発見したからだ。普通こうした応募は、役場の官僚が自分の友人知人に優先的に回してしまうのだが、一応中央から公募をしたか否かを確認されるので、形式上短期間だけ、外に張り出す。案の定、アベベさんがそこへ行くと、すでに掲示ははずされていた。アベベさんは、奥さんの友人に応募要領をこっそりコピーして

もらい、それを提出した。書類はさいわいアディスアベバまで送られ、アベベさんは研修生として承認された。しかしその通知は、ガンベラの役場に届いてもアベベさんには知らされなかった。1週間後に奥さんの友人を通じて、やっとその事を知ることができるというありさまだった。

5. 日本滞在と難民申請

1996年の9月、アベベさんはJICAの研究生として来日した。しかしガンベラでは、アベベさんの出国後、さまざまな政治的な動きがあった。まず公安が、アベベさんの所在を確かめるために、何度も奥さん呼び出した。そしてピストルをちらつかせながら、出国の「ほんとうの理由」とその滞在先を聞き出そうとした。地方政府内では、アベベさんと親しかった人たちが、反政府的という烙印を押されて、逮捕されたり行方不明になったりした。アベベさんのついていた役職も、さっさと後任に取って代わられた。このことを、アベベさんは奥さんからの手紙で、知っていた。

96年の11月に、アベベさんは帰国のために東京駅から成田に向かおうとした。そしてそこから自宅の奥さんに電話をしたのだが、奥さんは、アベベさんに、帰国すると逮捕され、身に危険がおよぶからと伝え、日本にとどまるようにと言った。

アベベさんはそこで、日本で知り合ったエチオピア人の滞在していた、外国人向けの安宿に身を寄せた。そこで、これからの身の振り方を考えた。しかし、日本で亡命するのは難しく、とても厄介な手続きが必要だと知らされた。まず奥さんに迫害の状況を伝える資料を送るように頼み、次いでアベベさんは、別のエチオピア人にビザの相談をした。アベベさんの6ヶ月のビザは、あと少しで切れようとしていたのだ。するとそのエチオピア人は、「大丈夫」と言い、1000ドルほどの金を持って名古屋に来るよと言ったのだった。

ここから、日本での生活と難民申請をめぐる、苦闘の日々が始まる。

アベベさんは名古屋に来たのだが、そのエチオピア人は仕事の斡旋もビザの延長もせず、ただフィリピン人の住んでいるアパートを紹介しただけだった。1000ドルのお金は、ほとんど、騙し取られたようなものだった。そこで奥さんから書類が送られてくるまで日本に合法的に滞在するために、あちこちの教育機関に応募をするが、なかなかうまくいかない。そのうちお金もなくなる。何とかクリーニング店での仕事を見つけた。

アベベさんは難民申請を考えていたのだが、故郷に残った奥さんのこともとても心配だった。ここで難民申請すれば、それが政府に知れて、故郷の奥さんがもっとひどい迫害にあわないとも限らない。そこで奥さんと呼び寄せることにした。奥さんは、出国のために家財を売り払い、袖の下を使い、ようやく3度目の試みで、来日することができた。99年の3月のことだった。

それからさらに、難民申請のために、名古屋の国際センターに相談に行ったり、アムネスティに連絡したりと、いろいろと試みを続けるが、言葉が不自由なせいもあり、うまくいかなかった。そうこうしているうちに、2000年2月、名古屋の入管に摘発され、茨木の施設に収容されることになったのである。

6. 難民ということ

アベベさんは、入管への収容後、初めて難民申請の手続きがどのようにして行なわれるのかを正確に知った。そして奥さんとともに、難民認定を求めて、がんばってきたのである。しかし入管の中の暮らしは、ストレスの多いものだった。初めて私が入管でアベベさん夫妻に面会したとき、アベベさんの眉間には深いしわが刻まれていたし、奥さんはすっかりやせこけていた。アベベさんの表情がほんとうは穏やかで、奥さんの体つきがふっくらとしているのを知ったのは、その数ヶ月後に、彼らが仮放免を獲得し、外で暮らせるようになってからだった。

私たちは、アベベさんのこれまでのいきさつを聞いてきて、ようやく彼が故国で迫害されていることを確信した。けれどもそれは、エチオピアの専門家である私にとっても、始めのうちはなかなか理解するのに骨の折れる作業だった。なぜ高学歴で、地位が高く、JICAの研修生に選ばれるような人が、難民申請をしたのか。

ここまで読んでくれた人には、すでに明らかだろう。現在のエチオピアのように、複雑で流動的な政治的状况にあるようなところでは、高学歴である程度地位のある人ほど、政治的な標的にされやすい。ことにアベベさんのように、頑固で、正義感が強く、不正に対して何かを言わずにはおられないような人ほど、そうである。

そのうえ彼は、アムハラ人だった。彼の場合は、祖父の代に出たアムハラ土地でも、住みつづけた南

部でも、受け入れてもらえなかった。じっさいエチオピアには、通婚や移動を通して、特定の民族への帰属意識を強くもち得ない人々も多い。しかし「民族の政治」が幅を利かす現在のエチオピアでは、そのような人たちは、不本意な自己定義を受け入れなければならない。そしてそれが、「異民族」の中で、迫害のためのレッテルとなったとしたら、どうだろうか。

アベベさんの話は、日本の入管行政の不備も教えてくれる。外国に滞在しているうちに政治情勢が変化して、難民の申請を考えるということも、多いだろう。たとえ難民申請を考えていても、故郷に残した家族を思い、ためらうこともあるだろう。難民申請をしたいと思っても、迫害の証拠を簡単に集められるものではない。そもそも、言葉の不自由な、英語もほとんど通じない日本で、そのような手続きを、どうやって迅速にできるだろうか。「60日ルール」は、こうした事情をすべて無視している²。また入管にも、難民申請者のやってくる国々の複雑な国情を、適切に理解できる人材が欠けている。日本がその経済力に見合った貢献をするとするならば、以上のようなことを、ひとつひとつ変えていかねばならないだろう。

いまアベベさん夫妻は、難民不認定の取消しを求めて、裁判係争中である。第一審、第二審ともに、判決で取消しが認められなかったのが、現在は最高裁に向けて上告中である。

(みやわき ゆきお 大阪府立大学総合科学部)

¹ 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) のホームページの統計資料より。http://www.unhcr.ch/cgi-bin/texis/vtx/statistics 2003年3月11日。ちなみに2000年度は216人が申請し、難民として認定された者は22人、他の人道的保護対象となった者は39人だった。

² 平成14年11月1日に提出された、法務大臣の私的懇談会「出入国管理政策懇談会」の中間答申では、60日の制限を、6ヶ月ないし1年の範囲内とする方向で法改正することを提言している。難民認定にさいして、期間の超過のみを理由とする難民不認定の原則を設けることじたいが問題であることを考えるならば、この中間答申はきわめて不十分なものだとはいえる。